

允恭朝に関する考察

黛 弘道

はじめに

一九七八年埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘に「獲加多支鹵大王」と見えることから、熊本県江田船山古墳出土大刀銘の「治天下獲□□□齒大王」も、従来「治天下獲宮_ニ_ニ_ニ齒大王」と判読され、反正天皇のこととされていたのを改め「治天下獲_ニ加多_ニ支鹵_ニ大王」と判読すべきであり、反正ではなく雄略とすべきであるとされるに至った。

かくて、雄略朝（五世紀後半）には大和の大王の支配は少なくとも東は関東の中部から、西は九州の中部に迄及んでいたことが実証され、改めて古代史上における雄略の存在が注視されたのであった。その後、八七年に千葉県稲荷台一号墳出土の鉄剣の銘に「王賜□□敬_ニ宮_ニ」とあり、この「王」は古墳の築造年代（五世紀中葉～後半）から考ええると、雄略の父允恭の可能性が大きい。もしそうなら、允恭の時代に大和王権は既に房総に支配を及ぼ

していたことになり、ここに改めて允恭朝に注目すべきことが指摘されるのである。

允恭朝については記紀に盟神探湯による氏姓混乱の是正が語られていることが注意される程度で、古代史研究者の関心はあまり高くなかった。そのような状況下では、允恭朝を真正面から取り上げて論ずることは殆どなかった。ところが、九十六年春、前之園亮一氏が「允恭天皇の高句麗遠征計画と茅渚行幸伝承¹⁾」を発表され、允恭天皇に関する具体的な研究を示された。筆者はかねてより允恭について関心を抱いていたので、前之園氏の論文に触発されて、允恭の盟神探湯（による氏姓秩序の是正）の実態に関する卑見²⁾を発表した。

その後も尚、允恭について考察を進めて来たので、此処にその大要を発表して、大方の御批正を得たいと思う（その一部は前稿と重複するが、今回は允恭朝の全般にわたることを目指したので、敢て重複を避けなかった）。

註

(1) 「東アジアの古代文化87号」なお同氏には既に「五世紀の日本と新羅の短い春（NHK学園日本史講座機関誌「れきし」39・93年）がある

(2) 「允恭天皇の盟神探湯」（「同右88号」）

一 允恭ゆかりの地葛城

『古事記_下』によれば、「難波の高津宮に坐しまして、天の下知らしめし」た大雀命（仁徳天皇）は「葛城之曾都毘古の女、石之日売命（紀に皇后とある）」との間に大江³⁾之伊邪本和氣命（履中天皇）、墨江之中津王、瓊之水齒別命（反正天皇）、男浅津間若子宿禰命（允恭天皇）を、「日向之諸県君牛諸の女、髪長比売」との間に波多毘

能大郎子（亦名大日下王）、波多毘能若郎女（亦名長日比売命、亦名若日下部命）の計六子（男王五柱、女王二柱）を儲けたという⁽²⁾。

石之日売所生児のうち履中の名の「大江」は「延喜内膳式」の「河内国江御厨（東大阪市御厨はその遺称地）」、古代から中世にかけての渡辺津（大阪市東区）の一部である大江岸及びそこに祀られていた「大江（窪津）王子（位置不明）」の江や大江と関係があろう。いずれも高津宮近傍の地名である。

墨江之中津王の墨江は住吉で、仁徳が「墨江之津」を定めた（仁徳記）所である。中津王が難波の地と深い關係を有したであろうことは、王が太子（履中）に反逆を企てた時、阿曇連浜子及び淡路の野嶋の海人が王を支援したため、後に太子から処罰されたこと、阿曇連氏は撰津国を本拠とし、西成郡安曇江はその居住地であり、阿曇寺はその氏寺であった（大阪市南区安堂寺町はその遺称地）。墨江之中津王と阿曇連氏とは地縁的に深い絆で結ばれていたことが窺えるのである。

次の蝮之水齒別命の名の蝮について『日本書紀』反正前紀は以下のように述べる。

天皇（反正）、初め淡路宮に生れませり。生れましながら齒、一骨の如し。……是に、井有り。瑞井と曰ふ。則ち汲みて太子を洗しまつる。時に多遲の花、井の中に有り。因りて太子の名とす。多遲の花は、今の虎杖の花なり。故、多遲比瑞齒別天皇と称へ謂す。

これによれば蝮は虎杖の古名に因むことになるが、同母兄大江之伊邪本和氣・墨江之中津王の名と対比してみると蝮は地名であると思われる。難波の南方に多遲比野（履中記）があり、そして後には反正自身がそこに多治比の柴垣宮を定めたと伝えられる（河内国丹比郡）から蝮之水齒別の蝮はこの地名に因むとしてよからう。前に引

いた『書紀』によれば、反正は淡路宮で生まれたという。従つて生母石之比売は葛城から難波高津宮に入内し、淡路宮に移つて反正を出産したことになる。淡路島と仁徳との関係は「是の船（枯野）を以ちて旦夕淡道島の寒泉を酌くみて、大御水（仁徳の飲料水）献りき（仁徳記）」ということから窺えるが、同島と葛城氏との関係を推知する手がかりは全く見出せない³。従つて反正の出生地は父仁徳の選定によるもので、葛城氏とのかかりは皆無であつたとしてよからう。また、河内の丹比との関係も難波高津宮（に坐して天の下知らしめした仁徳天皇）に由来するのであらう。

以上、石之比売所生四子の中の三子（履中・墨江・反正）は孰れもその名に難波近傍の地名を含んでおり、難波との関係が想像されるのであるが、独り第四子の名だけはそれらとは異質である。第四子とは本稿の主人公允恭天皇である。その名は既に記した通り男浅津間若子宿禰である。男は接頭の美称、浅津間は朝孀・朝妻とも記し、大和国葛上郡朝妻（御所市朝妻）の地名に由来する。石之比売は第四子を実家の所在地葛城で産んだのであらう。第四子と葛城氏との関係は上の三子に比べてとりわけ密接であつたと想像されるのである。

朝妻は、仁徳が石之比売と交わした歌の中に詠み込まれており（仁徳紀二十二年条）、また、応神朝に來朝した秦氏の祖弓月君が賜つて居住した地と伝え（姓氏録山城諸蕃秦忌寸条）更に弓月君の來朝には石之比売の父葛城襲津彦が深くかかわり（応神紀十四年皇歳・十六年八月条）、葛城氏と朝妻との密接な関係が偲ばれるのである。

このように石之比売所生四子の中允恭だけは三兄と比較してその名が際立つて異質であることが注目されなければならぬのである。允恭はその名に「アサツマ」を含むことによつて四子中殊に外家葛城氏との関係が密接であつたと考えられる。⁴

二 特異な即位事情

長兄履中は仁徳三十一年に皇太子に立てられ、三兄反正は履中二年儲君に立てられた（いずれも紀による）と伝え、それぞれ順当な即位とされるが、允恭は兄反正から皇嗣に指定されたとは伝えられない。「允恭紀」によれば、

岐嶮にましますより總角に至るまでに、仁恵ましまして儉下りたまへり。壮に及びて篤く病して容止不便ず。五年の春正月に、瑞鹵別天皇崩りましぬ。爰に群卿、議りて曰はく、「方に今、大鷦鷯天皇の子は雄朝津間稚子宿禰皇子と、大草香皇子とまします。然るに雄朝津間稚子宿禰皇子、長にして仁孝まします。」といふ。即ち吉日を選びて、跪きて天皇の璽を上る。雄朝津間稚子宿禰皇子、謝りて曰はく、「我が不天、久しく篤き疾に離りて、歩行くこと能はず。且我既に病を除めむとして、独奏言さずして、而も密に身を破りて病を治むれども、猶差ゆること勿し。是に由りて、先皇、責めて曰はく、『汝患病すと雖も、縦に身を破れり。不孝、孰か茲より甚しからむ。其れ長く生くとも、遂に継業すこと得じ』とのたまふ。亦我が兄の二の天皇我を愚なりとして軽したまふ。群卿の共に知れる所なり。夫れ天下は、大きな器なり。帝位は、鴻きなる業なり。且民の父母は、斯れ則ち賢聖の職なり。豈下愚任へむや。更に賢しき王を選びて立てまつるべし。寡人、敢へて当らじ」とのたまふ。

右によれば、反正の崩後（皇嗣未定であったので）、群卿は合議の上、允恭に即位を要請したが、允恭は自己の欠点を指摘して、その任に堪えないと固辞したという。また「私は不幸にも長い間重病を患い歩くこともできませぬ。また私は先に病を治療しようとして、独りで、天皇には申し上げず、密かに身を損う程のきびしい治療をしたけれども治癒しませんでした。このため、先帝（仁徳）は私を責めて仰せられました。『そなたは病を患うとはいつても、勝手な治療をして身を損つてしまった。これ以上の親不孝がどこにあるか。そなたが長生きしても、到底天皇にはなれないであろう』と。また私の同母兄の二人の天皇（履中・反正）が、私のことを愚であるとして軽んじられました。これらのことは群卿が皆知っている所です。」といつて、他に天皇にあざわしい王を選んで立てるよう提言したという。

『古事記』にも允恭が長病を理由に即位を辞退したことは見えるが、『書紀』の記事は甚だユニークでありその内容は、他に類例を見ない。

群臣は尚も皇子の即位を懇請したが皇子は固辞したので、それを見兼ねた妃の忍坂大中姫は「親ら洗手水を執りて、皇子の前に進む。仍りて啓して曰さく、『大王、辞びたまひて位に即きたまはず。位空しくして、既に年月を経ぬ。群臣百寮、愁へて所為知らず。願はくは、大王、群の望に従ひたまひて、強に帝位に即つきたまへ。』とまうす。然るに皇子、聽したまはまく欲せずして、背きまして言はず。是に、大中姫命、惶りて、退かむことを知らずして侍ひたまふこと、四五刻を経たり。此の時に当りて、季冬の節にして、風亦烈しく寒し。大中姫の捧たる鏡の水、溢れて腕に凝れり。寒きに堪へずして死せむとす。皇子、顧みて驚きたまふ。則ち扶け起して謂りて曰はく、『嗣の位は、重事なり。輒く就くこと得ず。是を以て、今までに從はず。然るに

今群臣の請ふこと、事理灼然なり。何ぞ遂に謝びむや」とのたまふ。爰に大中姫命、仰ぎ欲びて、則ち群卿に謂りて曰はく、『皇子、群臣の請すこと聽さむとしたまふ。今天皇の璽符を上るべし』といふ。是に、群臣、大きに喜びて、即日、天皇の璽符を捧げて、再拜みて上る。皇子の曰はく、『群卿、共に天下の爲に寡人を請ふ。寡人、何ぞ敢へて遂に辞びむ』とのたまひて、乃ち帝位に即きたまふ』（允恭紀元年十二月条）

という次第で、終に允恭は即位したという。この記事によれば、忍坂大中姫は匱に洗手水を容れて皇子（允恭）の前に執り進めたという。ここで、想い併されるのは、大嘗祭において新帝が、多志良加から蝦鱈監槽に注いだ水で御手を洗う儀礼のことである。この洗手の儀礼が何を意味するかは不詳であるが、神社に参拜する際、先ず手を洗い口を漱ぐことを考えれば、新帝が大嘗祭において御手を洗うことは、一連の祭儀の始まりを意味するのであろう。とすれば、大中姫が皇子（允恭）の前に洗手水の入った匱を執り進めたことは、何はともあれ、即位の意志表示をして欲しいと懇請したことを意味するのであろう。大嘗祭において洗手水に奉仕するのは主水司の水部であるが（大嘗祭式）、その昔、允恭即位の折には妃忍坂大中姫が奉仕したと伝えられたのである。

以上、允恭の即位に至る迄の経緯を要約すれば、

- (一) 反正が崩じた時、皇嗣は未定・不在であった。
- (二) 群臣は皇位継承の候補として、仁徳皇子雄朝津間と大草香の二人を挙げ、協議の末、前者を適任なりとして即位を要請した。

(三) 雄朝津間は一身上の理由により、また父兄の己に対する評価・評言を理由として即位を固辞し、他に適当な王を選んで即位を要請しよう提言する。

(四) こうして空位が長期に亘った（反正五（庚戌）年正月から翌辛亥年を経て允恭元（壬子）年十二月まで、三年近い空位期間が続いた）。ので、

(五) か、る状況を憂えた妃大中姫が強硬手段を以て雄朝津間に即位を承諾させる。
 ということになる。

ここで、先ず問題となるのは、同母の二兄は孰れも先帝在世中に皇嗣に定められ、その即位も順当に実現しているのに、なぜ彼だけは皇嗣に選定されなかったのか、ということである。これは、彼の重い持病、父兄の彼に対する評価が理由と考えられる。しかし、その持病は即位後、新羅の良医によって治癒するのであり、即位前後では事情は変わっていないし、今は亡き父兄の評価も今更変わる筈もなかったのである。それにも拘らず、反正崩後皇嗣候補として群臣評議の対象となったのは、適任者が少なかったことが最大の理由であろう。書紀に立太子記事のない天皇は、その即位に何等かの特殊な事情があった（16 19 20 21 23 26 27 28 29 31 32 33 34 35 36 37 代天皇）。立太子記事のあるのは、その即位が順当であったと史局において認識されていたことを物語る（太子制成立は後世のこと）葛城氏を母に持つ允恭と、日向の地方豪族を母とする大草香が、共に皇嗣候補として群臣評議の対象となっていることから考えて、大草香を推す者も少なからずあったと思われるし、允恭が群臣の要請を辞退し、「更に賢しき王を選びて立てまつるべし」と言いながら敢て大草香の名を口にしないのも、大草香を有力な競争相手として意識していた為とも考えられる。大草香は履中の皇女中磯を妃とする有力王族であったから皇位に執着がなかったと言ひ切れない。いや、むしろ大草香も皇位に執心し、その為、群臣の意見が二分して結論が得られず、そのことが三年近い空位の原因となったのではあるまいか。

允恭即位の背景には外家葛城氏の支持（前節参照）と妃忍坂大中姫に代表される王族の支援があつたのではあるまいか。允恭が重大な欠点を持つにも拘らず、大草香を抑えて即位したのは、以上のような理由によるのである。

大草香は即位こそできなかったものの王位継承に一定の発言権を確保したことであろう。後年葛城円大臣の家に逃げ込んだ、大草香の遺児眉輪王が「臣、元より天位を求めにあらざ」と言っているのもそのことを暗示するであろう。眉輪王に継承権が全くなければ、この発言はナンセンスだから。

三 盟神探湯 — 氏姓の秩序を正すものか (5) —

難航の末、漸く成立した允恭朝について後世最も注目されたのは盟神探湯による「氏姓秩序の是正」事業である。「古事記」序に「正^シ姓^ヲ撰^レ氏^ヲ、勒^ニ于^テ遠^ニ飛^ニ鳥^ニ」とあり、「新撰姓氏録」序に「允恭御宇、万姓紛紜、時下^ニ詔旨^一、盟神探湯、首^ニ実^ヲ者^ヲ全^シ、冒^シ虚^ヲ者^ヲ害^ス。自茲厥後、氏姓自定、更^ニ無^シ詐^ノ人^一」とあるのは、そのことを最も明瞭に伝えるものである。

このことについて『古事記』は次のように記す。

於^レ是天皇、愁^ニ天下^ノ氏^ノ氏^ノ名^ノ名人^ノ等^ノ之^ノ氏^ノ姓^一、忤^ニ過^ニ而^レ於^ニ味^ノ白^ノ禱^ノ之^ノ言^一八十禍津日前^ニ、居^ニ玖珂瓮^一而^レ定^メ賜^ニ天下^ノ之^ノ八十友^ノ緒^ノ氏^ノ姓^一也

また『日本書紀』には以下の如く見える。

四年秋九月辛巳朔己丑、詔曰、上古之治、人民得其所、姓名勿錯、今朕踐祚、於茲四年矣。上下相爭、百姓不安。或誤、失己姓。或認高氏。其不至於治者、蓋由是也。朕雖不賢、豈非正其錯乎。群臣議定奏之。群臣皆言、陛下奉失正枉、而定二氏姓者、臣等冒死、奏可。戊申、詔曰、群卿百寮及諸國造等皆各言、或帝皇之裔、或異之天降。然三才顯分、以多歷三萬歲。是以一氏蕃息、更為三萬姓。難知其美。故諸氏姓人等、沐浴齋戒、各為盟神探湯。則於味檀丘之辭楸戸碑、坐探湯盆、而引諸人令赴曰、得實則全、偽者必害。於是、諸人各著木綿手繩、而赴盆探湯。則得實者自全、不得實者皆傷。是以、故詐者愕然之豫、退無進。自是之後、氏姓自定、更無詐人。

『古事記』によれば、允恭は天下の氏姓名名の人等（諸の氏姓の人等）の氏姓の忤ひ過てることを愁え玖珂盆を用いて（盟神探湯によって）「定賜天下之八十友緒氏姓」というが、「氏姓の忤ひ過てること」は何を根拠に判断したのであろうか。確たる判断基準など無く憶測によつて「忤過」を危惧したとも考えられる。だから盟神探湯によつて氏姓秩序の混乱を是正したのではなく、むしろ盟神探湯によつて（初めて）八十友緒（数多くの部族長）の氏姓を定め賜うたのである。盟神探湯は事の虚実・曲直を判断するための神判法であり、『書紀』にも、ことさらに詐る人は愕然として予め退いて、盟神探湯に赴くことなく、この後氏姓は自らに定まつたとあり、允恭が各氏族の氏姓に関する主張を一々判定したとは言っていない。即ち、盟神探湯の実施を宣言すること、氏姓についての自己主張に自信のない氏族は、予めその主張を撤回したというのである。

そもそも、氏姓の混乱を正すと言えば、氏姓制が成立してから、かなりの年月を経過したと考えねばならない

が、允恭朝は倭王済の時代に相当するから、およそ五世紀の中葉と考えられるが、氏姓がその頃既に混乱していたとすれば、氏姓制の成立はそれよりかなり古く、遅くとも四世紀末・五世紀初頭と推定しなければならぬ。記紀の記述から見て、允恭朝における盟神探湯の実施は氏姓秩序の是正を企図したのではなく、むしろ氏姓制の創出をはかつたものと考えべきであろう。

ここで、氏姓制について要約しておく。

氏姓制とは、姓によって秩序づけられた氏という政治的特権集団によって構成された大和朝廷の政治制度である。氏は多くの家から成っており、その中の最有力な家の家長が氏上となり、氏の共有財産の管理権と氏神の祭祀権とを掌握し、その血縁及び非血縁の家の人人、すなわち氏人を統率していた。そして氏上は氏全体の代表者として、大和朝廷と何らかの政治的關係をもち、朝廷における政治的地位の標識として、姓を与えられ、ある範圍の氏人もこれに準じて姓を称していた。氏氏はその祖によって皇別、神別、諸蕃に三大別され、その尊卑、朝廷における政治的地位等は、大王家との政治的にかかわりの歴史や深淺によって決定されたと思われる。氏祖や大王家とのかかわりについての各氏の主張は、王権側がこれを認めることにより、その氏の王権内における政治的地位や尊卑が決定されるのである。

したがって、允恭朝において氏姓制が創出されたとすれば、允恭朝の政治的意義はまことに重大であり、允恭朝は古代史の一大画期と言わねばならぬ。果してそう言えるであろうか。検証してみよう。

四 允恭朝と氏姓制

氏姓制下の人名表記は「氏十姓十名」によることは周知の通りである。しかし記紀を見ると、屢々、「氏十姓十祖十名」という表記に出あう。今、和珥氏を例に『日本書紀』を検討すると、次表のような結果が得られる。

表 I 和珥臣氏関係人名表

- (1) 孝昭 68・正 天足彦国押人命。此和珥臣等始祖也。
- (2) 開化 6・正 和珥臣遠祖。妣津命。
- (3) 崇神 10・9 和珥臣遠祖。彦国葺
- (4) 垂仁 25・2 和珥臣遠祖。彦国葺
- (5) 神功元 3 和珥臣祖。武振熊
- (6) 応神 2・3 和珥臣祖。日触使主
- (7) 仁徳 30・10 和珥臣祖。口子臣
- (8) 〃 65 和珥臣祖。難波根子武振熊
- (9) 雄略元 3 春日和珥臣深目
- (10) 仁賢元 2 和珥臣日爪（日触）

右の表の(2)から(8)までに就いて考えるに、彼等の時代に和珥臣氏が成立していたならば、わざわざ

「和珥臣祖某」とする必要はない筈で「和珥臣某」と表記すればよいことである。したがって(2)から(8)までの時代、すなわち開化から仁徳に至る時期に和珥臣氏は未成立であったと考えざるを得ない。また、(9)(10)から和珥臣氏は遅くとも雄略朝迄には成立していたとせざるを得ないのである。とすれば和珥臣氏の成立は(8)仁徳六十五年以降(9)雄略元年以前(書紀の紀年で三七七年以降四五六年までの八十年)の間、天皇で言えば仁徳(二十一年間)履中(六年)反正(五年)空位三年 允恭(四十二年)安康(三年)の時代となるが、先にも述べたように、氏姓制の創出は大王家にとつても諸氏族にとつても、極めて重大なる政治的作業である。このような重要作業が仁徳朝の終末期とか、在位期間の短かった履中・反正・安康朝に実施されたとするよりも、在位期間の比較的長かった(政権の比較的安定していたと思われる)允恭朝に実施されたと推測する方が穩当であろう。先掲の表から、氏姓の成立、氏姓制の創出を允恭朝と見ることが可能であると結論するものである。次に『書紀』によって、他の氏についても同様のことが言えるかどうかを検証してみよう。

表Ⅱ 大伴連氏関係人名表

(1)	神代下	大伴連遠	祖天忍日命
(2)	神武前戊午	大伴氏遠	祖日臣命
(3)	神武元	大伴氏遠	祖道臣命
(4)	垂仁 25・2	大伴連遠	祖武日
(5)	景行 40	大伴連遠	祖武日
(6)	仲哀 9・2	大伴武以連	

(7) 允恭 11・3 大伴室屋連

(8) 雄略 9・3 大伴談連

右表によれば(5)景行朝迄は未だ大伴連氏は成立していないことになるが(6)仲哀朝には既に成立していただししなければならぬのであるが、仲哀紀九年二月癸未条を見ると中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部胆咋連・大伴武以連と表記を後世風に整えていることが推察される。従つて本条の記事から仲哀朝に既に中臣連・大三輪君・物部連・大伴連の諸氏姓が成立していたとは言えないのである。

すなわち、『書紀』に「氏十姓十祖十名」という人名表記が見えるなら、その時期にその氏姓は未だ成立していなかったと考えてよいのだが、「氏十姓十名」という人名表記が見られるならば、その時期にその氏姓は既に成立していたかといえは、必ずしもそうとは断じ難い。『書紀』編者、或はその原史料の筆録者が人名を後世風に(氏十姓十名)書き改めた可能性が考えられるからである。(その例としては先掲仲哀九年二月条の他に履中二年十月条・同三年十一月条等がある)。

和珥氏・大伴氏の他に更に数氏の例を挙げてみよう。

表Ⅲ 的臣氏関係人名表

(1) 応神 16・8 的戸田宿禰

(2) 仁徳 12・8 的臣祖。盾人宿禰(↓戸田宿禰)

(3) 〃 17・9 的臣祖。砥田宿禰

(4) 〃 30・10 的臣祖。口持臣

(5) 仁賢 4・5 的臣蚊鳥

(6) 欽明 5・3 的臣

(7) 崇峻前 6 的臣真囃

表IV 上毛野君氏關係人名表

(1) 崇神 48・4 豐城命。是上毛野君始祖也。

(2) 垂仁 5・10 上毛野君遠祖八綱田

(3) 応神 15・8 上毛野君祖荒田別・巫別

(4) 仁徳 53・5 上毛野君祖竹葉瀬

(5) 安閑元・(12) 上毛野君小熊

表V 吉備臣氏關係人名表

(1) 神功前・3 吉備臣祖鴨別

(2) 応神 22・3 吉備臣祖御友別

(3) 雄略 7・8 吉備臣山

(4) ♪ 8・2 吉備臣小梨

(5) ♪ 23・8 吉備臣尾代

表VI 膳臣氏關係人名表

(1) 孝元 7・2 大彥命。是膳臣之始祖也。

- (2) 景行 53・10 膳臣遠祖名磐鹿六廂
- (3) 履中 3・11 膳臣余磯
- (4) 雄略 2・10 膳臣長野
- (5) 雄略 8・2 膳臣班鳩

右の(3)に関して履中紀三年十一月条を見ると「物部長真胆連」という人名表記も見える。よって同条の人名表記は書記編者によつて後世風に書き改められた可能性があろう。「国造本紀」に「遠飛鳥(允恭)朝御代、以膳臣祖佐白米命兒荒磯命、定年賜(若狭)国造」とある荒磯命は履中紀の余磯あれしと同一人物と考えられるから、履中紀の膳臣余磯は元来「膳臣祖荒磯」などと記されていたのであろう。

表Ⅷ 尾張連氏関係人名表

- (1) 神代下 火明命(是尾張連等始祖也)
- (2) 孝安前 尾張連遠祖瀨津世襲
- (3) 允恭 5・7 尾張連吾襲
- (4) 継体元・3 尾張連草香

表Ⅷ 土師連氏関係人名表

- (1) 垂仁 32・7 野見宿禰、是土部連等祖也。
- (2) 仁徳 60・10 土師連等
- (3) 雄略 9・5 土師連小鳥

(4) ♪ 17・3 土師連祖吾筭

(2) (3) (4) は、これまで見て来たところと矛盾するようであるが、(2) は土師連氏の成立していたことを示すものというより、白鳥陵の陵守(陵戸)の管掌者を後世の事実を以て土師連等と記したものであろう。また(4) は土師連と同祖ながら一応は別系の贄土師連氏の成立にかかわる記事である。(この時には未成立)

表IX 物部連氏関係人名表

- (1) 神武前戊午・12 饒速日命。是物部氏之遠祖也。
- (2) 崇神前 物部氏遠祖大綜麻杵
- (3) ♪ 7・8 物部連祖伊香色雄
- (4) 垂仁 25・2 物部連遠祖十市根
- (5) ♪ 26・8 物部十市根大連
- (6) ♪ 87・2 ♪ 物部連等
- (7) 仲哀 9・2 物部胆咋連
- (8) 履中 2・10 物部伊苜弗大連
- (9) ♪ 3・11 物部長真胆連
- (10) 雄略前・11 物部連目
- (11) 武烈前 物部鹿鹿火大連

右のうち(5) は物部連氏の成立を告げるものではなく、ここの大連は大和朝廷の最高執政官の称号とされる

より以前の私的称号であり、「天孫本紀」にも古くからあったと見えるものである。(6)の物部連等は「故、物部連等、至于今治石上神宝、是其縁也」とある文中のもので、この時物部連氏が存在したことを意味しない。(7)(8)(9)は孰れも、同記事中の他の人名とともに後世風に筆を整えたもので、それぞれの時点で物部連氏が成立していたことを物語るものではない。しかし、(10)になれば物部連氏は成立しており、目は連姓氏族の最有力者として大和朝廷の最高執政官「大連」に補任されたのである。これによれば、物部連氏の成立は垂仁朝以降雄略朝以前ということになる。

以上、表IからⅢまでを通覧すると、氏姓制の成立を允恭朝とする私説の成立を妨げるものはないと言えるであろう。

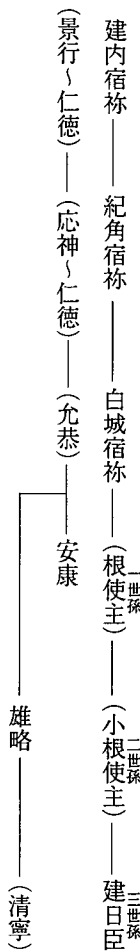
氏姓を定め氏姓制を創出することは、大和朝廷を構成する諸氏族の政治的秩序を整え、政権の安定強化に資する所甚大であったと思われる。

(補説) 允恭朝には氏姓が定まらず、それ以後に定まった氏々は安康朝以後に「氏十姓十祖十名」の表記の見られることがある。

ここで安康朝以後に「氏十姓十祖十名」と表記される氏姓は允恭朝の定姓時には未成立であったことを証明しておこう。

安康元年二月紀に「坂本臣祖根使主」が見える。先述したところからすれば、坂本臣氏はこの時未だ成立していなかったことになる。『新撰姓氏録』和泉皇別によれば「坂本朝臣 紀朝臣同祖 建内宿禰男紀角宿禰之後也

男白城宿祢三世孫建日臣 因_レ居賜_二姓坂本臣_一と見える。建内は景行から仁徳までの五朝に歴仕したと伝え、紀角は応神・仁徳朝の人と伝える。そこで白城の子を根使主、孫を小根使主、その子而建日臣とすると坂本臣氏と大王家の系譜は次のように対比される。



紀によれば坂本臣氏は安康朝には未成立、姓氏録を参照すれば清寧朝の頃成立したと推測される。推古紀^(六〇三)十年十月条に陽胡史祖玉陳とあるのも同様である。未だこの時には陽胡史氏は成立していないことを示している。陽胡史氏の成立は文武四(七〇〇)年僧通徳が陽侯史氏を与えられた時である。(統紀、胡と侯は共にゴの甲類の仮字である)

五 允恭朝の政情と外交

然らば、允恭朝における王権のありようは如何であつたか。

まず、皇后(忍坂大中姫)の貶姓権が注目される。允恭紀二年二月条によれば、彼女が入内以前、母の家に居た時、無札を働いた鬪鶏国造に憤りを抱いたが、後年、允恭の皇后となるや、その者を探し求めて昔日の罪を責めて死刑にせんとした。彼はかつての非札を詫び、「然れども其の日に当りては、貴き者にましまさむといふこ

とを知りたてまつらず」と弁解したので、皇后は死刑を赦し彼の姓を貶して稱置としたという。

姓に尊卑・上下の序列を設け、事ある時に姓を昇降することは、大王の諸氏族統制・制御の主要な手段であったが、右によれば、允恭皇后にも貶姓の権能があったという。これを以て見れば、允恭に姓の昇降による強大な氏族統制権があったことは間違いない。

允恭五年七月十四日、地震があった。是より先、葛城襲津彦の孫（雄略紀には子とある）玉田宿禰は反正天皇の殯宮大夫を命じられていたが、地震の夕、諸人悉く殯所に集つたにもかかわらず、玉田宿禰のみ不参で、葛城にあって酒宴を催していた。允恭が玉田を召喚すると誅殺を恐れた玉田は衣の中に甲を着用していたので、允恭は玉田の反状歴然であるとして誅殺したという。玉田は允恭の従兄弟（または伯叔父）であり、外家葛城氏の当主と思われるから、允恭の背後勢力でもあった。それを排除する決断を支えたのは、氏族統制に成功して構築された允恭の強大な政治権力であつたろう。なお、ここで注目したいのは、反正の殯宮儀礼の時期である。殯宮は貴人の没後直ちに、少なくとも余り時を置かずには営まれるのが通例であるが、允恭五年七月といえれば反正崩後六年半余りを経過している。こうまで遅れた理由を允恭即位に手間どつたというだけでは説明しきれないであろう。これについては、猶今後の課題としたい。

允恭紀は七年から十一年にかけて皇后の妹弟姫（衣通郎姫）のこと、十四年淡路行幸、二十三年木梨輕皇子立太子、二十四年輕大娘皇女の伊予配流を記す他に特に注目すべき記事はなく、四十二年正月に允恭が崩じたこととし、『書紀』による限り（『古事記』も同様）允恭朝は政治的に取り立てて言うべきことは見当らない。唯、允恭紀三年正月朔条に「遣使求良医於新羅」とあり、同八月条に「医至自新羅。則令治天皇病。未

経^ヘ幾^イ時^ク、病^ニ己^ニ差^ス也。天皇^ニ歛^ス之、厚^ク賞^シ、医^ヲ以^テ帰^ス于^ニ国^ニ。」とあり、『古事記』にも「此時、新良国主、貢^ニ進御調^ハ八十一艘^ヲ。爾御調^ノ大使^ハ、名^ニ云^フ金波鎮漢紀武^ト、此人深知^ニ薬方^ヲ。故^ニ、治^メ差^シ帝皇^ノ之御病^ヲ。」とあり、允恭紀四十二年正月条に「天皇崩^ス。時年若干。於是、新羅王聞^{キテ}天皇既崩^リ、而驚愁^ヘ之、貢^ニ上調^ハ船八十艘^ヲ、及種々^ニ楽人八十^ヲ。是泊^リ对馬^ニ而大^ク哭^ク。到^{リテ}筑紫^ニ亦大哭^ク。泊^{リテ}于難波津^ニ、則皆素服^シ之。悉^ク捧^グ御調^ヲ、且張^リ二種々^ニ楽^器、自^リ難波^ニ至^リ于京^ニ、或哭泣^シ、或儻歌^シ。遂^ニ參^リ會^ス於^ニ殯宮^ニ。」同十一月条に「新羅^ノ甲^ノ使^ヲ等^ヲ、喪礼既闕^リ而還^ル之。爰新羅人[、]恒愛^ニ京城傍^ノ耳成山[・]畝傍山^ヲ。則到^{リテ}琴彈坂^ニ、顧^{リテ}之曰^ク、宇泥咩巴椰[、]彌々巴椰^{。是未^レ習^フ風俗^ノ之言語^ヲ。故詛^ニ訛^{リテ}山^ヲ、畝傍山^ヲ、謂^フ宇泥咩[、]訛^ニ耳成山^ヲ、謂^フ彌々^ノ耳^{。時倭^ノ餉部[、]從^ニ新羅人^ニ、聞^{キテ}是辞^ヲ而疑^ヒ之以為^{ハク}新羅人通^ニ采女^ニ耳^{。乃返^{リテ}之啓^ス大泊瀬皇子^ニ。皇子則悉^ク禁^リ固新羅使者^ヲ、而推^カ問^フ。時新羅使者啓^シ之曰^ク、無^レ犯^ス采女^ヲ。唯愛^ニ京^ノ傍^ノ之両山^ヲ而言耳^{。則知^リ虚言^ニ、皆原^ノ之。於是、新羅人大恨^ニ、更滅^ス貢上^ノ之物色^及船數^ヲ。」とあることから考ええると允恭朝は、その前後の時代と異り、新羅との関係は良好であつたらしいことが注意される。}}}}

新羅との関係は神功皇后の所謂三韓征伐以降常に險悪であつた(神功五年、四十七年、仁徳十七年条等)。そのため問責の使者を派遣することもあつたが(仁徳十七年、五十三年条等)允恭朝に至つては、一転して天皇の病を治療させるため良医を求める使者を派遣し、新羅もこれに應えて良医を派遣して来た。また允恭の崩御を聞いた新羅は大規模の弔問団を派遣し来つて懇ろに弔問したという。しかし、その使者が帰国する際に、事行き違ひからわが国は新羅の恨みを買ひ、かくして良好な日羅関係は允恭朝一代で終り、両者の関係は再び險悪となつたのである。

では、允恭朝における良好な日羅関係は何に起因するのであるうか。「允恭記」に「此時、新良国主、貢進御調八十一艘。」とあり、「允恭四十二年紀」に「新羅人大恨、更減貢上之物色及船数」とあることが注目される。

記紀を併せ考えると、允恭朝には新羅から相当量の調物が貢上されて来たようである。これ迄、対新羅関係が險悪であったのは、新羅が誓盟に背いて朝貢を怠つたためである（と『書紀』は言う。）ところが、允恭朝になって新羅が遽かに修好の態度を執るに至つたからである。では新羅の対日政策の変更は何に因るのであるうか。

高句麗好太王碑文によると、百濟と結んだ倭が新羅を圧迫したので、三九九年、新羅は平穰（現今のソウル）まで巡下して来た好太王の許に使を遣し、その助勢を請うた。これをきっかけに新羅は高句麗の強大な政治的・軍事的圧力を蒙ることとなり、独立の実は次第に失われて行つた。一方、新羅の王権は五世紀以降次第に強大化し、それとともに高句麗の圧力から離脱を求めようになつた。『三国史記』『新羅本紀』の訥祗麻立干三十四（四五〇）年条に「新羅の一城主が高句麗の辺将を掩殺した」とあるのは、このような状況を物語るものである。こうなれば、羅麗関係は当然ながら悪化する。加えて羅済の関係も元より良好ではない。ここで新羅は従来の外交策を一転し、日羅関係の改善・修復を図ることとした。わが允恭朝はまさにこのような時期に相当するのである。しかるに、允恭朝の終焉とともに日羅関係は再び冷却した。雄略紀にはそれとともに羅麗の關係修復及び再悪化等複雑な外交関係の展開を伝えている。允恭朝は新羅の対日外交政策の転換によって良好な日羅関係が維持された「短い春」であつた。

六 「宋書」から見た允恭朝

イ 安東將軍と平西將軍

『宋書』倭国伝に見える所謂「倭の五王」（讀・珍・濟・興・武）が、それぞれ、孰れの天皇に当るかに就いては、長い研究史があるものの、諸説があつて確定し難いが、濟Ⅱ允恭、武Ⅱ雄略に就いては殆ど異説が無く、先ず確かであろう。そこで、濟に就いて『宋書』によつて考えてみたい。

『宋書』によると、讀は永初二（四二二）年と元嘉二（四二五）年と二回にわたつて遣使奉貢し、讀の死後立つた弟珍は同十五（四三八）年遣使貢獻し、「使持節都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王と自称し、上表してこれを聽されんことを請うたので、詔して彼を安東將軍・倭国王とした。珍はまた倭隋（倭王配下の有力者（王族か）であろうが人物を特定できない）等十三人を平西・征虜・冠軍・輔国將軍に除せられんことを求めたので、詔して並びにこれを聽した。

元嘉二十（四四三）年には濟が遣使奉獻して（珍と同じく）安東將軍・倭国王に除せられた。次いで同二十八（四五二）年濟は「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事」を加えられた。これを珍が自称して除正を求めた爵号と比較すると百濟を削つて加羅を加えている。百濟は宋に朝貢し、その冊封体制下にあつたので、倭の百濟支配を公認する訳には行かず、爵号から百濟を削つて代りに加羅（任那の一部）を加えて数を合わせたのである。それはともかく、濟は珍が求めて認められなかつた「使持節都督某々諸軍事」という軍政官の爵号を自ら求めずして、先方から与えられたのである。同時に上表して（配下の有力者）二十三人を軍郡（將軍・郡太

守か）に除せられんことを求めて聴された。という。

ここで、倭国王に与えられた安東將軍と倭隋等に与えられた平西等の將軍号を比較してみよう。

南宋の官品表によれば、四安（東・西・南・北）將軍と四平將軍とは共に第三品で、僅か一階の差があるに過ぎない。武に至つて倭王が安東大將軍と自称し除正を求めた所以もそこにあつたと思われる（格差の拡大）。

さて、倭王に与えられた安東將軍とは高句麗王に与えられた征東將軍、百濟王に与えられた鎮東將軍と同じく、中国の東方諸國を綏撫するという意味の將軍号であるが、倭王配下の倭隋等に与えられた平西將軍号の西は中国から見た西方諸國ではなく、倭王権の所在地（日本列島中央部の大和を中心とする後の畿内地方）から見た西方、西日本（所謂西國）である。濟（＝允恭）の直前の珍（反正・仁徳説あり）の時代には、倭王権の國土經營の力点は西國に置かれており、東國經略に重点が移されるのはこれ以後であつたと推測される。

倭王権の國土經營は先ず西國から優先的に行われ、やがて東國へと移行したと考えられる。その様相を五世紀頃の天皇・后妃・皇子女の御名代部の分布から窺つてみよう。五世紀の御名代部としては雀部（仁徳）・稚桜部（履中）・蝮部（反正）・飛鳥部（允恭）・刑部（允恭后）・藤原部（允恭妃）・穴穂（孔王）部（安康）・長谷（泊瀬）部（雄略）・白髪部（清寧）等が代表的なものであろうが、その分布清況を検すると、飛鳥部あたり迄は西國に比較的多いが、穴穂部からは東國に比較的濃密に分布する。允恭・安康の時期が西國から東國へと力点が移行する過渡期であることが知られる。これは、先に『宋書』から検討した結果と見事に一致するのである。允恭朝は倭王権の國土經營の力点が西國から東國へと振替えられる転換期に相当するのである。

また、済は珍が求めても得られなかつた「使持節都督某々諸軍事」の爵号を求めずして加えられたばかりか、

珍は倭隋等十三人に將軍号が認められたが、済は配下の二十三人に軍郡の爵号を認められた。これによって見れば、宋朝は済の倭国内における倭王としての地位を珍よりも一段高く評価したことが窺えるが、これも允恭についてこれ迄考察して来た結果と整合するのである。

口 済の高句麗征討計画

倭王武の上表文に「臣亡考済、実忿^三寇讐^三塞天路^一、控弦百万、義声感激、方欲^二大举^一、奄喪^二父兄^一、使^下垂成之功^二不^レ獲^二一^レ實^二」とあつて、済が宋朝への朝貢の道を塞ぐ高句麗に忿り、これを伐つため大々的な準備をしたが、父兄（允恭・安康）の死によつて計画は挫折したという。上表文に言う済の高句麗征討計画のことは記紀には全く見えないが、果して征討計画は立てられたのであろうか。それとも倭王武が外交目的を達する為に机上で作文したもので、そのような事実は全く存在しなかつたのであろうか。もし、これが机上の作文で、根も葉もない虚言であつたならば、真相は朝鮮諸國（特に百済）を通じて直ちに宋に伝えられ、暴露してしまふであらう。記紀には見えなくとも征討計画は必ずや立案されたことであらう。允恭紀は二十五年から四十一年にかけての十七年間は記事が欠落している。「書紀」における長期に亘る記事の欠落は欠史八代・崇神・垂仁・景行・成務・神功・仁徳紀等に認められるが、允恭朝のような比較的後の時代では非常に珍しい現象である。十七年もの空白期間を設けても允恭の在位を四十二年としたのには何等かの理由があつたのであらう。それを允恭の高句麗征討計画の立案と実施に結び付けて考えてみたい。

外征の為に先ず兵力を結集するとともに、渡海の為の船団を編成しなくてはならないが、允恭が軍事的に最

も信任したのが大伴室屋であった。

允恭は皇后の妹弟姫（衣通郎姫）を寵愛し、藤原宮に置いたが、のちに皇后を憚り、河内（後の和泉）に茅渟宮を興てて此処に移し、遊獵を名として屢々茅渟に通つたという。允恭は彼女を愛するあまり、何とかして彼女の名を後世に伝える方法はないものかと室屋に相談を持ちかけた。そこで室屋は勅を受け諸国造に割り充てて衣通郎姫の為に藤原部を定めたという。允恭の室屋に対する信頼ぶりが窺えるエピソードである。序に言えば、茅渟に宮を興てたのも室屋の周旋によるのではあるまいか。大伴氏が摂河泉地方と縁故が深いことは「住吉宅」（欽明紀）「大伴の御津の浜」「大伴の高師の浜」（万葉集）「石川大伴村」（敏達紀）「大伴山前連」（姓氏録和泉神別）などから推測される。

室屋は兵力の結集にも重要な役割を演じたのではあるまいか。大伴氏の武力としては靱部が第一に挙げられるが、その靱部は彼の祖父武日が日本武尊の蝦夷征伐に従軍しての帰途、甲斐の酒折宮で尊より賜つたものと伝える。室屋は雄略朝にはその児語（談）と共に靱部を率いて宮門を分衛することとなつた。この為、靱部は一般に宮門警備の兵士と考えられるが、元来は大伴氏の軍事力の基盤となつた兵力なのである。

允恭の信任篤い室屋は允恭の高句麗征討計画の立案にも与り、先ず兵力の召集に當つた。それは先ず靱部を中心とするものであつたろう。前掲上表文に「控弦百万」（弓を引く兵多数）とあるのも、その兵力が靱部を主力とするものであつたことを想わせる。

当時の高句麗は長寿王の下、その父好太王以来の半島南下策を推進し、倭の友好同盟国百済を圧迫していたから、允恭がかゝる情勢を憂慮し、百済救援・高句麗征討を決意したことは充分考えられる。それを上表文では宋

朝への入朝路を確保する為と称したのであり、そこに倭の外交上の駆け引きが窺えるのである。

さて、兵力の召集は室屋が中心となつて実施されたとしても、次いで問題となるのは、その兵力を朝鮮半島に送り込む手段である。言う迄もなくそれは一大船団の編成である。古代水軍と言へば、先ず紀氏の名が挙げられる。船団の編成を大伴氏・紀氏にからめて考えてみよう。

雄略紀九年条によると、新羅を伐つ將軍に任じられた紀小弓は大伴室屋を介して、最近妻を喪つて不自由をかこつてゐることを奏言したところ、同情した天皇は小弓に吉備上道采女大海を賜ひ、新羅へ同行させたという。小弓はやがて彼地で病を得て死去した。夫小弓の喪により帰国した大海は室屋を介して夫の葬所下賜を上奏した。雄略はこれに心えて、手厚く葬ることを命じ、「又汝大伴卿（室屋）与紀卿（小弓）等一、同国近隣之人、由来尚矣。」と言つたという。室屋と小弓・大海、大伴氏と紀氏の親密な關係が偲ばれる記事である。「汝大伴卿与紀卿等一、同国近隣之人」とはどういうことを指すのであろうか。大伴氏と紀氏の勢力圏は大和ではなく紀伊・和泉で隣接していたらしい。大伴氏の和泉における本拠は盆地東南部の磯城・十市の地方であり、紀氏のそれは盆地西部の平群の地方であつて、近隣とはいひ難いが、大伴氏は先述したように摂津・河内・和泉にも發展したことが知られ、紀氏もまた和泉に隣する紀伊を本拠としたと推定され、岸俊男氏によれば大伴氏・紀氏両氏は紀伊国名草郡・那賀郡でその分布が重複するという⁸⁾。大伴室屋や紀小弓らの居地は明らかでないとしても、小弓の墓を作つたという田身輪邑が今の淡輪（大阪府泉南郡岬町）に当たるとすれば、それはまた両氏の勢力圏の接点に近いわけである。

大伴氏と紀氏との關係がこのように親密であつたとすれば、室屋が召集した靱部を主力とする兵士を輸送する

船舶の調達は室屋から紀氏に依頼されたことであろう。こうして召集された兵士、調達された船舶は茅渟の山城の水門⁽⁹⁾ および茅渟宮の近傍に集結したことであろう。そして、まさに出撃せんとする直前に允恭は重病に陥り、やがて没してしまったので大伴・紀両氏の協力によって編成された外征船団も遂に渡海することなく解散してしまつたのであろう。

以上、余りにも想像に過ぎる嫌いはあろうが、倭王済の高句麗征討計画とその挫折について、それを事実と見て検討してみた。その結果、その計画は允恭朝なら充分あり得たと考えられるに到つたのである⁽¹⁰⁾。

おわりに

以上、允恭朝（天皇）について種々考察して来たが、ここで一応のまとめをおきたい。

- (一) 允恭は同母兄弟の中でも、その諱から推して、とりわけ外戚葛城氏との関係は深く、その為、重大な欠陥があるにも拘らず、反正の崩後、大草香を抑えて即位することができたと考えられる。なお、履中以後、皇位の兄弟・傍系相続が、ごく一般的に行なわれるようになるが、その契機として、外戚葛城氏が外戚の地位を長く保持して権勢を振う為、外孫兄弟を次々に擁立したことに始まる⁽¹¹⁾とした坂本太郎説⁽¹¹⁾が想起される。

- (二) 『日本書紀』各巻々頭には歴代天皇の即位前紀が掲げられるが、既に見た通り、允恭前紀は舒明・天武のそれと並んで、歴代天皇の中でも極めて特殊である。允恭程重大な欠陥を持つ者が即位した例は他に

は一例もない。允恭前紀はその欠陥を具体的に明記しながら、猶且、即位に到る経緯を詳細に記述する。これは允恭の即位が歴代皇統史の上でも、特に重要と考えられたことを暗示する。

(三) それは、允恭朝に行なわれた盟神探湯が、従来一般的に考えられているように氏姓の混乱を是正するといったものではなく、むしろ、允恭朝は氏姓制が創出・確立された、古代史上極めて重要な時期であったと理解すべきである⁽¹³⁾。

(四) 氏姓の成立は「氏臣祖」という人名表記が見えなくなり、代って「氏臣」という表記が現れることよって確認される。氏姓の成立は先ず皇別・神別氏族において見られるが、允恭朝以後に成立した例もある⁽¹³⁾。諸蕃の氏姓もや、遅れて雄略朝以降である⁽¹⁴⁾。

(五) 允恭天皇の在位は前後の天皇に比べてかなり長く、これは允恭朝における良好な日羅関係、氏姓制の創出・確立による大王権力の飛躍的向上・強化により、国内の政情が安定したことと関係がある。

(六) 『宋書』を通して允恭(済)を見ると彼は宋朝から前王(珍)よりも一段と高く評価され、彼はそれを背景に国の内外にその權威・権力を誇示したのである。実現はしなかったものの、高句麗遠征計画は、その一端を示すものであろう。

允恭朝については、このように概括することができるのであるが、允恭が亡くなると忽ち日羅の友好は破れ、雄略は新羅に出兵する。その為、新羅と百済の提携も破れ、四七五年高句麗長寿王はその虚を衝いて南下し、百済を攻めて蓋鹵王を斬り、百済の首都漢城を陥れ、朝鮮半島における倭の立場も一層苦しいものとなった。雄略紀には、この間の状況がかなり詳細に語られているが、その頃(雄略朝)には、允恭朝における対外関係の安定

註

が頻りに回想されたことであろう。

- (1) 仁徳紀に大兄とあるのは借字。大江は難波海岸の地名。
- (2) 仁徳紀も用字に違いはあるものの所伝は一致する。
- (3) 『和名抄』によれば、淡路国津名郡に育波郷がある。育波は「以久波」と訓み、的とも記す。そうとすれば「育波」は葛城氏の支族的臣氏と関係があるようにも思われるから、淡路と葛城氏との関係を推知する手がかりは全くないとは言えないかも知れない。但、「仁徳紀」に「的の臣祖盾人宿祢」が見え、仁徳朝に的の臣氏は未成立であったと思われる（後述三、四参照）。よつて反正誕生の頃（仁徳朝）的の臣と淡路との関係も未成立であったと推測される。つまり、その頃葛城氏は淡路との関係を全く有していなかったと思われる。
- (4) 允恭紀五年条によれば、允恭は反正の殯宮大夫に葛城襲津彦の孫（一に子とも）玉田宿祢を任じたという。玉田は（反正）・允恭の伯叔父か従兄弟に当たる。大夫任命もその縁故によるのであろう。反正の殯宮は葛城の近傍であろうが、具体的に何処かは不明。允恭が玉田を（反正の）殯宮大夫に任命しながら結局彼を誅殺したのは、允恭の葛城氏に対する愛憎の深さを物語るものであろう。
- (5) 本節の概要は既述の通り「東アジアの古代文化 88号」に「允恭天皇の盟神探湯」と題して発表した。
- (6) 倭銅部が新羅使人の采女を犯すと疑い、これを大泊瀬皇子に言上した。とあるのは注目すべきである。允恭崩時には大泊瀬の同母兄は三人（境黒彦・穴穂・八釣白彦）もいたのに、それらを差し置いて大泊瀬に言上したということは、当時既に大泊瀬は存在感のある皇子として周囲から重視されていたことを窺わせる挿話である。
- (7) 前之園氏の評言（前掲論文）より。
- (8) 岸俊男「紀氏に関する一考察」（『日本古代政治史研究』所収）
なお、「甲斐国一之宮浅間神社誌」史料篇に載せる「古屋家家譜（大伴氏の系譜）」に大伴氏の祖道臣命について次のような註記が見える。「生二紀伊国名草郡片岡之地（和歌山市沙見町辺方）」とある。大伴氏に紀伊国を發祥地とする伝承のあつ

たことが知られる。

(9) 前之園氏の前掲論文では和泉の大津とされた。大津は和泉国府（茅渟宮の後身）の近辺であるのに対して山城水門は茅渟宮からや、はなれており、しかも神武前紀に見えて、や、伝説的な地名であるのと比べれば、大津説の方が妥当か。

(10) この点についても前之園氏の所説がより詳しいので参照されたい。

(11) 坂本太郎「日本全史」2 三頁

(12) 『令集解』戸令22「凡戸籍恒留_レ五比」。近江大津宮庚午年籍不_レ除に註して「謂。雄朝津間稚子宿祢尊御世。諸氏争_レ姓。紛乱不_レ定。即盛_レ煮湯。令_レ以_レ手探攪。詐偽者爛。真誠者全。於是定_レ姓造籍。是為_レ庚午年籍也。」と見える。(以下、「令釈」「古記」も略同文。)

此等に依れば、允恭朝の盟神探湯による定姓造籍_{||}庚午年籍であるという。庚午年籍の作製は天智朝のことであり、もとより允恭朝の盟神探湯(による定姓造籍)とは全く別であるが、『集解』において、両者をこのように混同していることは、八・九世紀の法家が允恭朝の盟神探湯に「定姓造籍」の内実があったと考えていたことを示すものであろう。そして、その考えは卑見とほゞ一致するのである。允恭朝の盟神探湯による「定姓」(先掲)の「姓」を八・九世紀の法家は、いわゆるウヂとカバネの結合した姓(令制の姓)と同じものと考えていたようである。なお、令制の姓は庚午年籍ではじめて採用され、庚寅年籍によって確定されたとする説が有力である。

(13) 坂本臣氏は清寧朝のころに成立した。

(14) 東漢直・秦造の例がそれである。

(史学科 教授)